

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 1 - 4	細要素事業名	新市街地災害用トイレ整備事業
<p>【事業概要】</p> <p>災害発生時にはトイレが使用不能となり、施設が復旧するまでの間、被災者の健康被害や衛生環境の悪化を防止し、健康で衛生的な生活の維持、確保が必要である。新市街地内の避難所予定箇所に災害用トイレの整備を行う。</p> <p>防災拠点施設や避難施設にトイレは設置されているが、地震等の災害発生時には、水道管の破損等により、断水することで、施設が使用不能となる。このような緊急事態でも利用可能な災害便槽を新市街地内の避難所予定箇所に整備する。</p> <p>本事業により、被災者の健康安全面が向上し、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に必要な都市機能維持の充実が図られ、津波復興拠点整備事業の効果を促進することができる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>新山下駅周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> 設置数 8基（うち身障者用1基） <ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレテント：8基（一般用：7基、車いす対応用：1基） 災害用トイレ洋式便座：8基 手押しポンプ：1基 ○教育施設用地 <ul style="list-style-type: none"> 設置数 2基（うち身障者用1基） <ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレテント：2基（一般用：1基、車いす対応用：1基） 災害用トイレ洋式便座：2基 水中ポンプ：1基 発電機：1基 <p>新坂元駅周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> 設置数 3基（うち身障者用1基） <ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレテント：3基（一般用：2基、車いす対応用：1基） 災害用トイレ洋式便座：3基 手押しポンプ：1基 			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 1 - 5	細要素事業名	新山下駅周辺地区交通利便性向上事業																
<p>【事業概要】</p> <p>新山下駅周辺地区では、東日本大震災により被災したJR駅を内陸移設した新駅を地区内に整備することにより、今次津波が発生しても生活環境や移動手段などの都市機能が維持できる市街地形成を目指している。公共交通の拠点である新駅周辺においては、移設前の旧駅周辺において有していた交通結節機能の充実が必要であり、交通利便性の向上を目的に、新駅の駅前に駐車場整備を行う。</p> <p>本事業により、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に必要な都市機能維持及び、拠点機能が充実し、かつ、交通利便性が向上するため津波防災拠点整備事業の効果を促進することができる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>新山下駅周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パークアンドライド（駐車台数約230台分） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>敷地面積</td> <td>A=8,330㎡</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>A=7,800㎡</td> </tr> <tr> <td>縁石工</td> <td>L=520m</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td>L=1,900m</td> </tr> <tr> <td>排水工</td> <td>L=460m</td> </tr> <tr> <td>外周柵工</td> <td>L=470m</td> </tr> <tr> <td>照明灯</td> <td>N=4本</td> </tr> <tr> <td>料金ゲート</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>※施設の維持管理費程度の料金を徴収する。</p> <p>※将来的に単年度で利益が生じた場合、料金改定等実施し、調整を行う。</p>				敷地面積	A=8,330㎡	舗装工	A=7,800㎡	縁石工	L=520m	区画線工	L=1,900m	排水工	L=460m	外周柵工	L=470m	照明灯	N=4本	料金ゲート	一式
敷地面積	A=8,330㎡																		
舗装工	A=7,800㎡																		
縁石工	L=520m																		
区画線工	L=1,900m																		
排水工	L=460m																		
外周柵工	L=470m																		
照明灯	N=4本																		
料金ゲート	一式																		

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 1 - 6,7	細要素事業名	復興事業に活用する再生資材確保事業 (平成27年度分)
<p>【事業概要】</p> <p>著しい被害を受けた山元町沿岸部（全・半壊家屋 約3,200棟）の復興のため、今後、JR（仮称）新山下駅及び（仮称）新坂元駅を中心とする新市街地整備（津波復興拠点整備事業等）、高盛土道路の整備等を進めているが、それらの事業において、多量の土砂・砕石等の資材が必要となり、資材確保が復興を円滑に進めるための課題となっている。</p> <p>東日本大震災により山元町では、多量の災害廃棄物が発生し、土砂やコンクリートがらなどについては、順次、再生資材化を行っており、災害廃棄物の処理が完了する平成25年度末から、復興事業が本格化する平成26、27年度までの間、以下の復興交付金事業で利用する土砂・砕石等の再生資材約63万³m³を仮置きするためのストックヤードを確保するもの。</p> <p>◆再生資材利用見込みの復興交付金事業（利用量は現時点での見込みであり、進捗に応じて調整。）</p> <p>○H26年度使用済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道相馬亘理線整備事業（高盛土道路）〈26年度〉 440,000³m³ <p>○H27年度使用見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸花川及び坂元川河川改修事業〈27年度〉 50,000³m³ ・ 防災緑地整備事業（福島県）〈27年度〉 85,000³m³ ・ 防災公園整備（築山整備）〈27年度〉 25,000³m³ ・ 未定 30,000³m³ <p>【事業内容】</p> <p>○再生資材及びストックヤードの確保</p> <p>＜再生資材量及びストックヤードの規模＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資材量 : 19万³m³ ・ スtockヤードの規模 : 12.6ha (125,504.7²m²) <p>※平成26年度当初は再生資材が約63万³m³であり、土砂については、約53万³m³と量が多いため、10m高で積み上げ仮置きすることとし、その他の再生資材4種類10万³m³については、それぞれ、5m高で積み上げを行うこととし必要規模を算定していた。</p> <p>※平成26年度に再生資材約44万³m³を使用し、現在の残数については、約19万³m³となっているが、再生資材がストックヤードに万遍なく置かれていることやストックヤード内のダンプ運行ルート確保及び原状復旧を一度に行った方が安価のため、前年同様のストックヤード面積を確保する。</p>			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 6	細要素事業名	被災者へのコミュニティバス運行支援事業 (巡回バス、直行バス、利用者調査業務)(平成27年度分)
<p>【事業概要】 本事業は、町民バス「ぐるりん号」の運行について、東日本大震災後の利用者状況及びニーズを把握し、それに合致した運行ルートや運行時刻を決定するため、調査及び運行ルート策定等の支援を行うほか、新たな交通体系導入に向けた検討と、運賃有料化に向けた支援を行うものである。</p> <p>【事業内容】 前年度までのバス利用実態調査結果や、利用者及び全町民のアンケート調査等を踏まえ、現在のバス運行上の課題把握を行い、ダイヤ改正のための路線、運行時刻の検討を行う。 本年度調査では上記の検討に加え、人口希薄地域などでの新たな交通体系の導入を念頭に置いた運行形態の検討を行うほか、次年度に予定される運賃有料化に向けた準備の支援を行う。 また、町民バスの運行計画は山元町地域公共交通会議での主要な議題として想定されることから、当該会議へのデータ提供等の支援を行う。</p> <p>(1) 町民バス路線改善検討 ① 運行上の課題整理 ② 課題に対応した路線見直し検討 ③ ダイヤ改正案の作成</p> <p>(2) 新たな交通体系のための詳細検討 ① 導入候補地区の絞り込み ② 導入候補地区での住民懇談会の開催 ③ 住民視察研修の実施 ④ 概算事業費の試算</p> <p>(3) 運賃有料化に向けた準備 ① パブリックコメント案の作成 ② 運賃認可申請に向けたデータ提供</p> <p>(4) 山元町地域公共交通会議の運営支援</p> <p>(5) 町民配布用時刻表の作成</p> <p>(6) 報告書とりまとめ</p> <p>(7) 打合せ協議</p>			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 7	細要素事業名	鉄道整備に伴う特定環境影響評価 (事後調査) 事業 (平成27年度分)						
<p>【事業概要】 復興まちづくりに合わせJR常磐線を移設することとしているが、移設に必要となる環境影響評価の手続きについて、東日本大震災復興特別区域法（以下、「特区法」）に定められた復興整備計画としてJR常磐線復興整備事業を行うことで、環境影響評価法の特例が受けられることとなり、環境影響評価法に基づく手続きに依らず文献調査等による簡易的な環境影響評価の実施に替えることができます。</p> <p>JR常磐線の早期復旧を実現するため「特区法」を活用する必要がありますが、環境影響評価法の規定では通常鉄道事業者が行うこととされている環境影響評価を「特区法」では被災市町村が行うこととされております。平成25年4月12日に評価書の公告・縦覧を終えており、今後はJR常磐線の早期着工と復旧を促進するため、国土交通省・環境省関係「特区法」施行規則（平成23年国土交通省・環境省令第4号）第13条に基づき事後調査を実施します。</p> <p>なお、平成25年に実施した特定環境影響評価の公告・縦覧に伴う評価書については、JR常磐線の復旧工事を早期に着工する必要があることから、事業者であるJR東日本の協力を得て作成したものであり、事後調査については、国土交通省・環境省関係「特区法」施行規則第13条に基づき被災市町村が事後調査を実施することとなり、平成25年度から平成26年度にかけて事後調査を実施し、引き続き平成27年度にJR常磐線工事中の騒音・振動等の現地調査、平成29年度にJR常磐線供用後の騒音・振動等の現地調査、及び平成27年度から平成31年度にかけて地下水位や植物・猛禽類等の現地調査を実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 委託業務 常磐線復旧事業に伴う特定環境影響評価事後調査業務委託</p> <p>2 業務内容</p> <p>① 現地調査（騒音・振動・地下数値・動物・植物・生態系） ② 予測評価（騒音・振動・地下数値・動物・植物・生態系） ③ 技術検討委員会（専門家ヒアリング） ④ 環境影響評価手続き（事後調査報告書） ⑤ 関係機関協議（運輸局、宮城県、福島県等）</p> <p><平成27年度業務></p> <p>1 業務内容</p> <table border="0"> <tr> <td>① 猛禽類現地調査（6地点）</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>② 植物移植・モニタリング（3種6箇所）</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>③ 地下水位調査（3地点1年）</td> <td>1回</td> </tr> </table>				① 猛禽類現地調査（6地点）	5回	② 植物移植・モニタリング（3種6箇所）	3回	③ 地下水位調査（3地点1年）	1回
① 猛禽類現地調査（6地点）	5回								
② 植物移植・モニタリング（3種6箇所）	3回								
③ 地下水位調査（3地点1年）	1回								

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 8	細要素事業名	山元町新市街地整備CM業務委託 (平成27年度分)
<p>【事業概要】</p> <p>山元町では、山元町震災復興計画に基づき、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区、宮城病院周辺地区の3つの新市街地を整備している。新山下駅周辺地区は、新山下駅と役場を新しい道路で結び、防災機能が高く山元町内で最も大きい市街地形成を図っている。また、新坂元駅周辺地区は既存の坂元集落の周辺に新駅を配置するとともに、新駅周辺を新居住用地と位置付け、既存集落との連携を図りながら新たな市街地形成を図っている。さらに宮城病院周辺地区については、宮城病院を核として医療や福祉関連施設の集積を高め、超高齢社会を強力に支えるサービス拠点としての「医療・福祉地区」の形成を図っている。</p> <p>この3地区は持続可能なにぎわいあふれるコンパクトな新市街地として整備を予定している。津波などの災害に対する防災拠点機能を有し、また利便性が高く、今後の山元町の核となる新市街地の整備を円滑に推進するためにCM方式を継続して事業の推進を図るものである。</p> <p>【事業内容】</p> <p>山元町新市街地整備CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託</p> <p>①新市街地整備基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制約条件、上位計画、基礎調査結果、許認可に関する事前協議結果等を踏まえ、全体行程、全体事業予算等との整合を図り、新市街地整備基本計画案を作成する。 <p>②地権者及び地元組織等との意向調整と街区形成への反映 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市街地の詳細設計に反映するため、復興まちづくり協議会を通して町民等の意見聴取、集約を行う。 <p>③商業者意見集約、誘致活動、選定方法の検討及び公募の実施補助 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転、出店希望商業者に対しての聞き取りと意見集約(立地、規模、商業形態など)を行い、公平かつ適切な商業施設立地ができるよう、商業者の選定方法等を検討し、公募実施を補助する。 <p>④設計業務監理・監督補助及び設計者間調整 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務内容の適正化を図るため、業務計画、設計条件及び工程等の評価を行う。 ・また、設計者が複数になる場合に、設計する工種・工区の整合性を図るとともに、複数の工種・工区にまたがる設計上の課題を抽出し、必要となる調査・検討等を発注者に提案する。 <p>⑤都市計画街路設計 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に基づき山下駅前通・坂元駅前通・国道6号に係る交差点設計、駅前広場設計を行い、関係機関協議及び都市計画変更のための資料作成を行う。 <p>⑥測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発設計に伴う測量・宅地割り込み検討、測設測量(中心点・街区)、出来形確認、測量・法務局申請登記・公共施設引き継ぎ図書作成・住居表示整備を行う。 <p>⑦用地買収、補償事務補助 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償費算出、契約書案、登記関係書類作成等の事務補助を行う。 <p>⑧工期の最短化やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討、施工業者調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計段階でのVEや新工法の採用などの検討を行いコスト縮減、工期短縮を行う。 <p>⑨工事・設計の発注や調達に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事、設計発注計画に関すること、仕様書・設計書原案の作成など調達業務に関する補助を 			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 8	細要素事業名	山元町新市街地整備CM業務委託 (平成27年度分)
<p>⑩工事施工会社の行った施工に関する監督補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行中の出来形確認等のほかに、施工計画書、品質計画書、施工体制の照査やVE提案等について工事の適正化を図り、発注者の要求する品質、工程等が確保できるよう支援を行う。 <p>⑪工事請負者間調整、他事業間調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の工区において工事請負者が錯綜する場合等に工事全体を総合的に確認・評価する。 ・ また、必要に応じて全体施工計画、工程の見直しを検討するとともに市街地整備以外の事業間調整を行う。 <p>⑫宅地供給及び造成時期の調整、供給計画の策定・実施 [完]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり協議会を活用して決定した手法で、宅地供給事務補助を行う。 <p>【事業箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新山下駅周辺地区：面積37.4ha ・ 宮城病院周辺地区：面積 9.2ha ・ 新坂元駅周辺地区：面積 9.7ha <p>【業務期間】</p> <p>平成27年4月中旬～平成28年3月中旬</p>			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 9	細要素事業名	復興まちづくりコーディネート事業 (平成27年度分)
<p>【事業概要】</p> <p>大規模な災害により被災した山元町を山元町復興計画に基づく、災害に強いまちへ再生するための、町が抱える多くの課題に対応する復興まちづくりに係る総合的なコーディネート事業を業務委託により実施するもの。</p> <p>○特に沿岸地域においては、危険区域の設定及び防潮堤や県道嵩上げによる二線堤の整備により、震災後の地形や土地利用は大幅に変更することから、町の復興計画で掲げている防災公園や避難路、又は新市街地整備を円滑に推進するため、復興事業に係るまちづくり計画検討及び復興事業間のコーディネートを実施する。</p> <p>○復興交付金事業の推進にあたっては、復興まちづくりに関する各種事業の計画内容や進捗状況に関して、事業進捗に合わせた検討を随時行い、検討結果の整理や調整を行うための調整会議を実施する。</p> <p>○津波シミュレーションでは、今次津波の既往最大津波高（約14m）を基に津波の方向、高さを把握し、想定される浸水エリア及び被災状況を予測し、危険区域に計画する施設の津波到達時間、避難準備時間、避難時間及び避難想定の人数推定などを検討する。これまで災害危険区域の設定や二線堤（県道相馬互理線）の整備効果、各復興事業の事業費算出のために実施し、平成27年度においては、新市街地（山下地区、坂元地区）や沿岸域の公共施設（防災公園等）の整備効果等、確認を行うため実施する。</p> <p>○「山元町震災復興基本方針」を基に復興のポイントとなる「居住地」や「産業用地」の創出、または「生活」や「環境」、「保健・福祉」、「産業」といった各部門における復興の方向性を整理するとともに、各種資料・情報等の集約整理を行い、復興整備計画・復興推進計画等のまちの施策の方針決定に活用する。</p> <p>H25年度は、①津波浸水区域における避難道路を含めた道路ネットワーク検討 や、②被災者の再建意向確認による、新市街地の造成戸数確定作業 などを進めた。</p> <p>H26年度は、①JR常磐線の移設に伴う町道交差に係る調整 や、②新市街地公募調整に伴う、庁内外との協議資料作成、③沿岸地域の土地利用検討 などに対応したところである。</p> <p>H27年度については、再建の見通しを立てられない被災者に対し再度聞き取りを行い、被災者のすべての方が再建に向けて動き出せるよう支援を行う。また沿岸地域の土地利用計画がより具体化するため、用地整備計画高の検討やその計画高などを反映した津波シミュレーションの実施により、津波浸水区域における影響の再確認を行う。</p> <p>このような総合的なコーディネート事業を実施することで、復興はより加速化することができ、また今なお再建に悩み、仮設住宅で生活する被災者に対し、進捗する復興の状況を示すことで、少しでも復興に向けて動き出すことができ、被災者すべての方の再建における見通しが立てば、新市街地整備における事業スキームの確定作業にも寄与される。</p> <p>【事業内容】</p> <p>復興まちづくりコーディネート業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ①復興事業に係るまちづくり計画検討 ②復興事業間のコーディネート業務 ③調整会議の開催 ④津波シミュレーションの実施 ⑤復興整備計画・復興推進計画作成のための各種資料・情報等の集約整理 			

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 10	細要素事業名	新市街地に係るコミュニティ形成支援事業
<p>【事業内容】</p> <p>防災集団移転促進事業の推進において、地域住民が主体となって将来のまちづくりに関わり、行政と協働して整備を進めていくため、平成24年度より「復興まちづくり協議会」の設立・運営を支援し、土地利用や街並み、コミュニティ形成など、行政と町民が協働で新市街地の在り方を検討してきた。</p> <p>平成27年度春には新市街地の災害公営住宅、分譲・借地宅地の引渡しが進み、被災者の入居・移転が本格化するが、沿岸の様々な行政区から移転してくる被災者においては、異なった居住環境、地域コミュニティで生活を再建することに多くの不安を抱えていることが推測される。</p> <p>新市街地を災害に強く、安全・安心に暮らせるまちとして、ハード面の整備を進めると同時に、ソフト面でのまちづくり、山元町らしい繋がりを大切にすまちづくりを推進していくことが必要になる。</p> <p>そこで、本事業において、新市街地移転者を対象とした移転者懇談会を開催し、移転者同士の顔合わせや交流、移転者が決定すべき事項に係る意見交換等の機会を設け、移転者の再建に係る不安の払しょくや移転前からのコミュニティ形成を図る。</p> <p>また、新市街地における円滑な行政区設立、及び既存行政区への融合に向けて、移転予定者と周辺地域住民が交流・情報共有を図り、良好なコミュニティ形成を図るもの。</p> <p>業務の実施にあたっては、町内に設置する現地事務所に常駐し、新市街地移転者からの相談にいつでも対応できるよう復興推進員を配置します。新市街地の移転者懇談会、行政区設立準備のサポートを行う他、新市街地の整備について、まちづくり協議会で議論された提案を提言書としてとりまとめる補助を行い、町は住民との協働のまちづくりに向けた合意形成に役立てます。</p> <p>なお、本業務は新市街地におけるコミュニティ形成の立上りを支援する業務であり、平成27年度で終了する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>◆委託業務 「平成27年度新市街地コミュニティ形成支援業務（仮称）」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新市街地住民懇談会の開催（3地区×2回、全体×2回） ② 新山下地区における行政区設立準備会の開催（6回） 			